

## 清水町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 8,907	千円 9,132,311	千円 286,979	千円 1,582,699	% 17.3	% 17.4

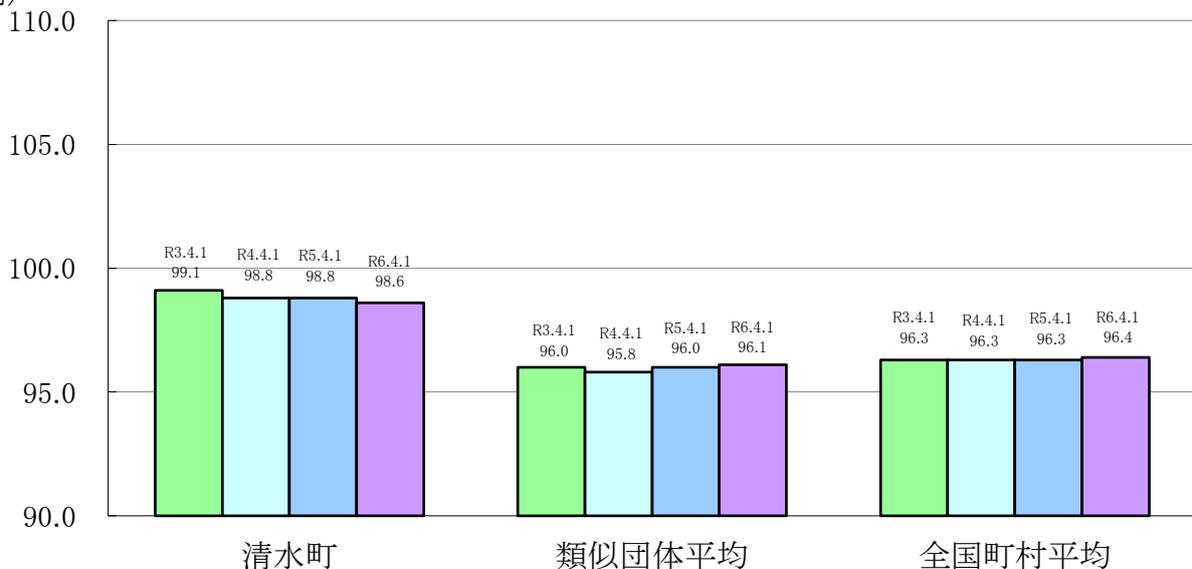
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	145人	千円 508,705	千円 95,899	千円 207,046	千円 811,650	千円 5,598	千円 5,662

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②

(支給割合) 国に準拠

3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

#### (4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載不要

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引下げ。若年層については概ね現状維持。高齢層については平均4%程度の引き下げ。なお、激変緩和のため4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

##### ③その他の見直し内容

なし

(6) 特記事項

なし

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
清水町	39.1歳	299,578 円	359,758 円	353,765 円
北海道	42.5歳	318,800 円	386,694 円	360,806 円
国	42.1歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.4歳	303,923 円	349,117 円	332,627 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額（国 ベース）	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A / B
清水町	歳 49.0	人 2	円 350,900	円 430,881	円 404,630	バス 運転者	歳 55.6	円 286,400	% 134.9
北海道	歳 57.1	人 106	円 319,700	円 348,495	円 335,594	—	—	—	—
国	歳 51.2	人 1,829	円 288,144	円 —	円 330,553	—	—	—	—
類似 団体	歳 52.4	人 3	円 282,019	円 308,976	円 296,521	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
清水町	4,635 千円	3,437 千円	134.9 %

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
清水町	57.0歳	403,200円	473,084円
北海道	44.9歳	373,800円	424,160円
類似団体	40.2歳	278,099円	303,177円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
清水町	32.3歳	286,133円	334,198円	309,137円
北海道	—	—	—	—
国	48.1歳	325,124円	—	365,921円
類似団体	43.8歳	310,158円	357,623円	328,164円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		清 水 町	北 海 道	国
一般行政職	大学卒	196,200円	196,200円	196,200円
	高校卒	166,600円	166,600円	166,600円
技能労務職	高校卒	166,600円	166,600円	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	196,200円	219,700円	—
	高校卒	166,600円	177,200円	—
看護・保健職	大学卒	228,500円	—	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

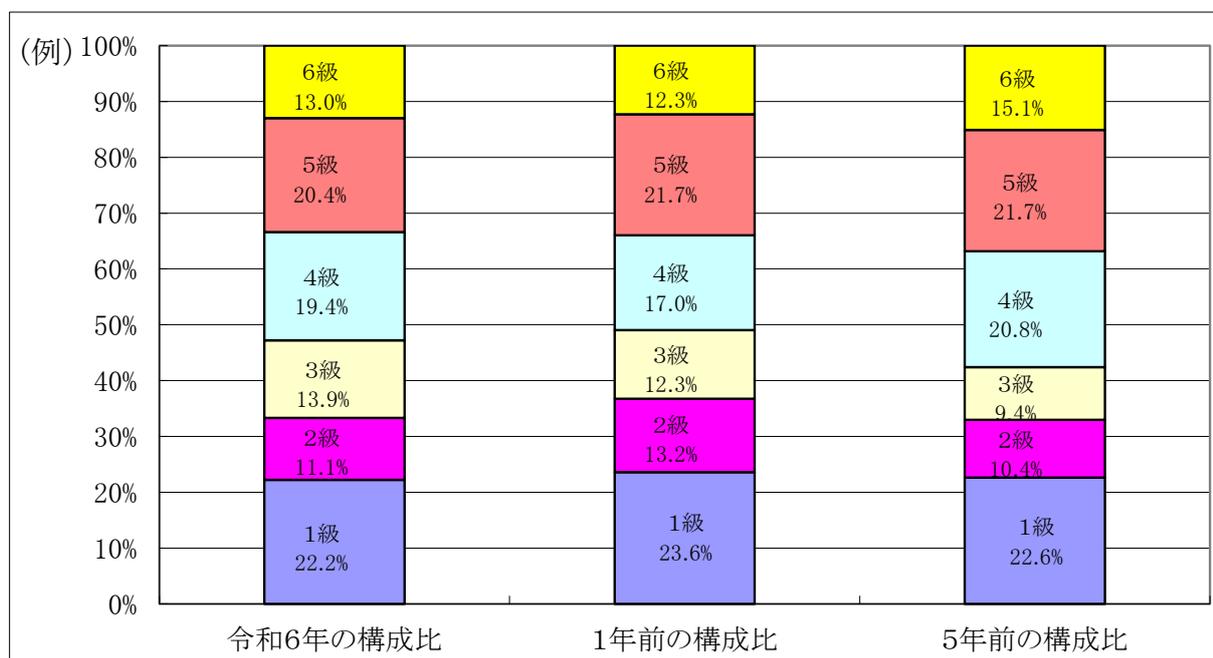
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,333円	円	円	391,967円
	高校卒	236,900円	円	円	377,000円
技能労務職	高校卒	円	円	円	円
	中学卒	円	円	円	円
教育職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円
看護・保健職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

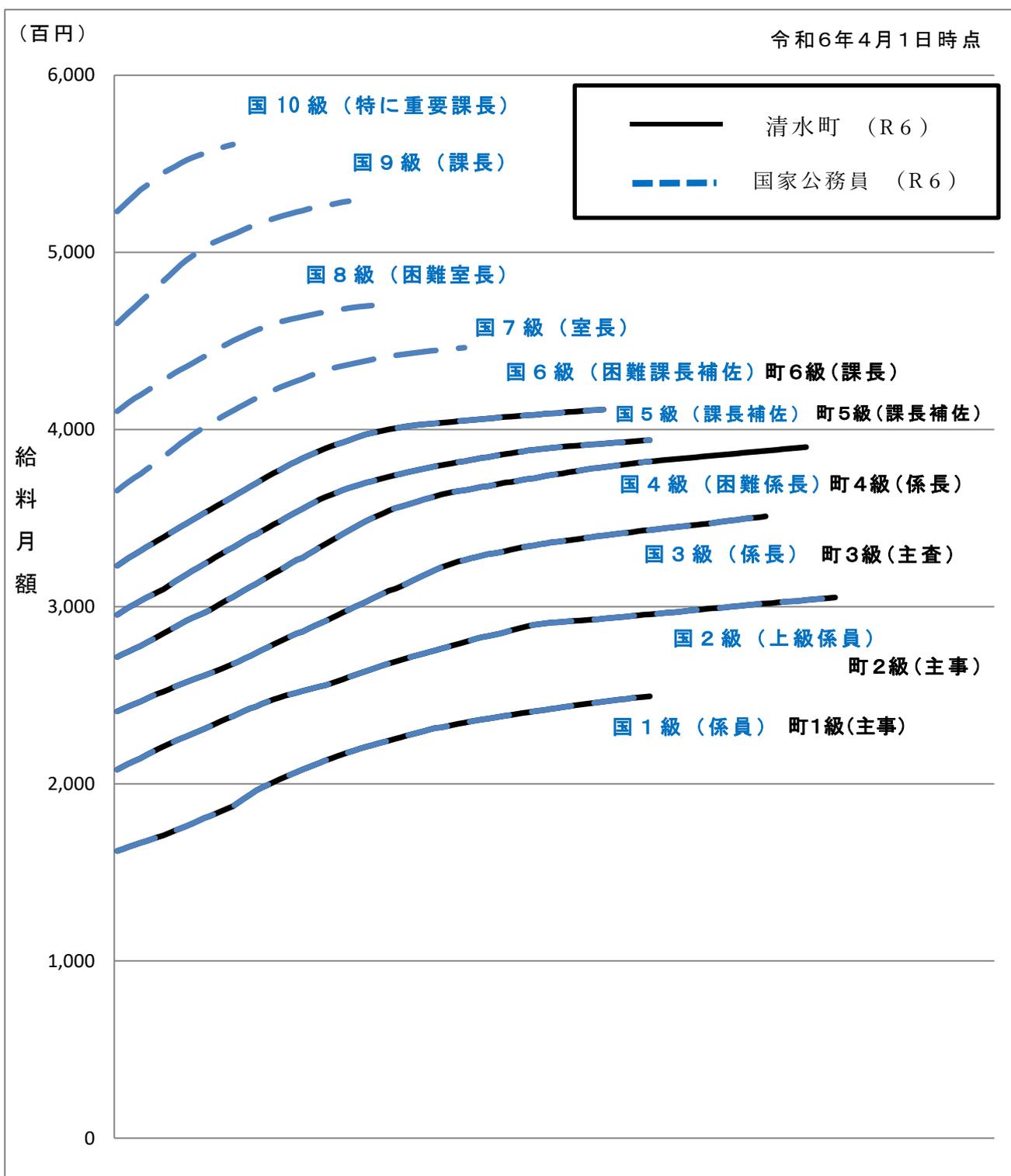
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長・参事	14人	13.0%	323,100円	411,300円
5級	課長補佐・主幹	22人	20.4%	295,400円	394,000円
4級	係長・主任	21人	19.4%	271,600円	390,100円
3級	主査	15人	13.9%	240,900円	350,000円
2級	主事	12人	11.1%	208,000円	305,200円
1級	主事・主事補	24人	22.2%	162,100円	249,400円

- (注) 1 清水町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（清水町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

清水町	北海道	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,461千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,682千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（清水町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率		○		
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			令和7年度	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

清 水 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給 なし）			定年前早期退職特例措置		
定年前早期退職特例措置			（割増率2～45%）		
（割増率2～45%）					
1人当たり平均支給額 4,551千円 21.661千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			0円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（○年度）		0%		
手当の種類（手当数）		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
			千円	
			千円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	23,309千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	457千円
支給実績（4年度決算）	31,325千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	422千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	①配偶者 6,500円 ②配偶者以外の扶養親族 10,000円 ③特定期間の加算 5,000円	同じ		13,693千円	228,217円
住居手当	①借家・借間 ・21,000円以下 家賃-10,000円 ・21,000円超 (家賃-21,000)÷2+11,000円【27,000円限度】 ②持家 15,000円	異なる	10,000円超の借家等居住から支給  持家手当の支給	24,937千円	222,652円
通勤手当	①交通機関利用 運賃相当額【55,000円限度】 ②自動車等の交通用具利用 通勤距離に応じ、2,000円～ 12,900円の5区分	異なる	支給区分及び支給額	3,018千円	79,421円
管理職手当	①課長職 給料月額×12/100 ②課長補佐職 給料月額×8/100	異なる	役職ごとに定率で支給	17,955千円	390,326円
寒冷地手当	①扶養親族のある世帯主 26,380円 ②扶養親族のない世帯主 14,580円 ③その他 10,340円 ※11月～3月支給	同じ		12,987千円	82,720円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	700,000 円		(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長			860,000 円 / 518,500 円	
	教 育 長			700,000 円 / 456,000 円	
報 酬	議 長	275,000 円		400,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長			314,000 円 / 182,000 円	
	議 員			290,000 円 / 165,000 円	
期 末 手 当	町 長	(5年度支給割合)			
	副町長	4.5 月分			
議 員	議 長	(5年度支給割合)			
	副 議 長	4.5 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	給料月額×在職年数×5.126	14,352,800円	任期ごと	
	教 育 長	給料月額×在職年数×3.234	7,554,624円	任期ごと	
備 考	給料月額×在職年数×2.838 4,597,560円 任期ごと				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

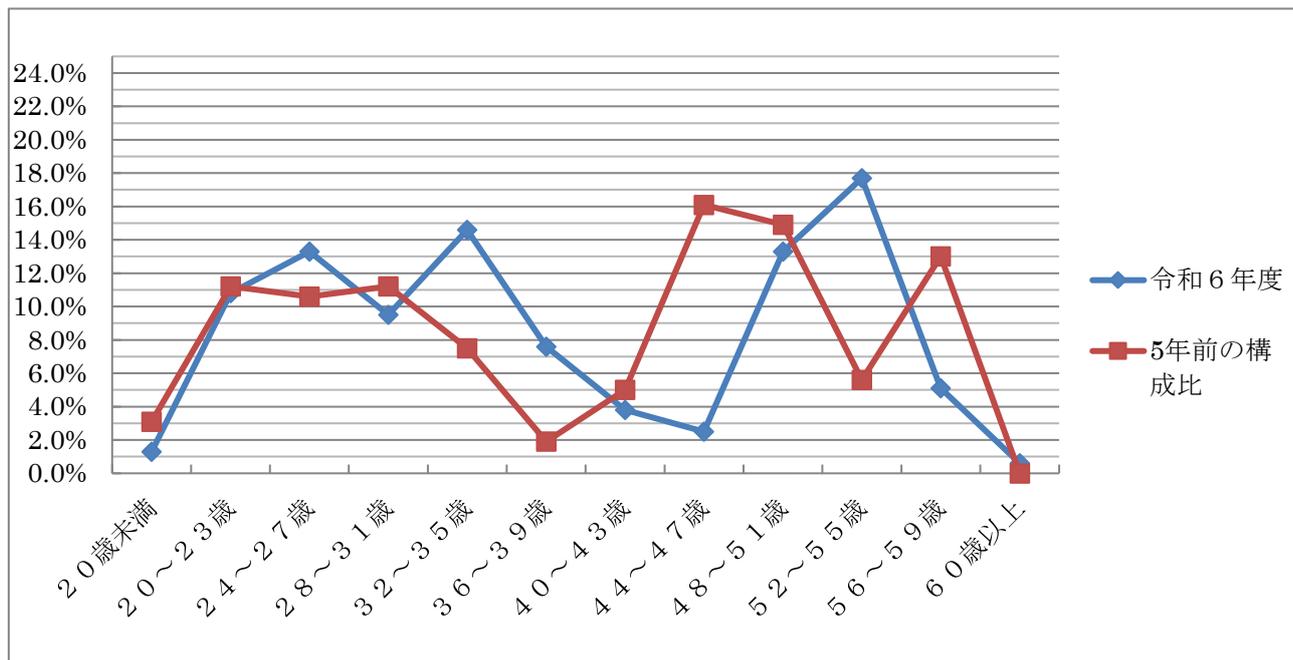
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	3	1	育休等による人員補充
		総 務 企 画	34	33	1	育休等による人員補充
		税 務	7	7	0	
		民 生	41	42	△1	欠員不補充
		衛 生	10	10	0	
		労 働	1	1	0	
		農 林 水 産	15	17	△2	育休等による人員補充終了、欠員不補充
		商 工	4	5	△1	会計年度任用職員による欠員補充
		土 木	9	10	△1	会計年度任用職員による欠員補充
		計	125	128		<参考> 人口1万当たり職員数 141.40人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 143.07人)
	教育部門	18	17	1	育休等による人員補充	
	消防部門	-	-	-		
	小 計				<参考> 人口1万当たり職員数 161.76人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 170.68人)	
		143	145	△2		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	3	3	0		
	下 水 道	3	3	0		
	そ の 他	9	9	0		
	小 計	15	15			
合 計		158	160	△2	<参考> 人口1万当たり職員数 178.73人	
		[241]	[241]	[ 0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	17人	21人	15人	23人	12人	6人	4人	21人	28人	8人	1人	158人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	124	125	126	126	128	125	1(1.0%)
教育	22	24	22	22	17	18	△4(△0.8%)
消防	-	-	-	-	-	-	(%)
普通会計計	146	149	148	148	145	143	△3(△1.0%)
公営企業等会計計	15	15	15	15	15	15	0(0%)
総合計	161	164	163	163	160	158	△3(△1.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 上水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 269,854	千円 △11,192	千円 19,438	% 7.20	% 7.83

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 3	千円 10,731	千円 1,220	千円 4,260	千円 16,211	千円 5,404	千円 6,119

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 ※特になし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
清 水 町	34.3歳	302,866円	451,623円
団 体 平 均	45.8歳	337,221円	508,691円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 ※支給割合は4（1）普通会計と同じ

清 水 町	清水町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（5年度） 1,461千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,496千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在） ※支給割合は4(2)普通会計と同じ

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在） ※支給なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在） ※支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	286千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	95千円
支給実績（4年度決算）	400千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	133千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	①配偶者 6,500円 ②配偶者以外の扶養親族 10,000円 ③特定期間の加算 5,000円	同じ		438千円	219,000円
住居手当	①借家・借間 ・21,000円以下 家賃－10,000円 ・21,000円超 (家賃－21,000)÷2＋11,000円【27,000円限度】 ②持家 15,000円	同じ		528千円	176,166円
通勤手当	①交通機関利用 運賃相当額【55,000円限度】 ②自動車等の交通用具利用 通勤距離に応じ、2,000円～12,900円の5区分	同じ		90千円	90,300円
管理職手当	①課長職 給料月額×12/100 ②課長補佐職 給料月額×8/100	同じ		0千円	0円
寒冷地手当	①扶養親族のある世帯主 26,380円 ②扶養親族のない世帯主 14,580円 ③その他 10,340円 ※11月～3月支給	同じ		315千円	105,167円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 297,300	千円 5,208	千円 21,683	% 7.29	% 7.37

- (注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。  
2 下水道事業会計は、平成27年度から企業会計として適用。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 3	千円 11,641	千円 1,856	千円 4,688	千円 18,185	千円 6,061	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
清水町	42.0歳	324,933円	510,162円
団体平均	44.5歳	334,536円	501,579円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

清 水 町	清水町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（5年度） 1,461 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,496 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

- イ 退職手当（令和6年4月1日現在）※支給割合は4（2）普通会計と同じ  
ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）※支給なし  
エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）※支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	14千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	14千円
支給実績（4年度決算）	61千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	61千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	① 配偶者 6,500円 ② 配偶者以外の扶養親族 10,000円 ③ 特定期間の加算 5,000円	同じ		0千円	0円
住居手当	① 借家・借間 ・ 21,000円以下 家賃 - 10,000円 ・ 21,000円超 (家賃 - 21,000) ÷ 2 + 11,000円【27,000円限度】 ② 持家 15,000円	同じ		668千円	222,666円
通勤手当	① 交通機関利用 運賃相当額【55,000円限度】 ② 自動車等の交通用具利用 通勤距離に応じ、2,000円～12,900円の5区分	同じ		0千円	0円
管理職手当	① 課長職 給料月額×12/100 ② 課長補佐職 給料月額×8/100	同じ		955千円	477,528円
寒冷地手当	① 扶養親族のある世帯主 26,380円 ② 扶養親族のない世帯主 14,580円 ③ その他 10,340円 ※11月～3月支給	同じ		218千円	72,900円